

た家賃算定基礎額に対し、市町村の立地係数、規模係数、経過年数係数、利便性係数を掛け合わせ家賃を決定しています。

このうち、利便性係数は事業主体で定める係数で、所在する地域の状況や設備を勘案して設定しており、議員が心配する格差は、固定資産税評価額相当区分により地域の状況として算定されますので、当然中心地と周辺地に格差が生じますのでご理解を願います。

このうち、利便性係数は事業主体で定める係数で、所在する地域の状況や設備を勘案して設定しており、議員が心配する格差は、固定資産税評価額相当区分により地域の状況として算定されますので、当然中心地と周辺地に格差が生じますのでご理解を願います。

し、周辺地である瀬棚区や大成区の商店街の方々も、人口流動に対する危機感は特別なものがあると思っています。その点で、例えば、積算根拠ではそうなっているかも知れませんが、特例的な人口流动抑制対策というものを、今後特別に設ける予定はないのか伺います。

答・町長

一般的に予想することだと思いますが、そのような状況にならないように我々としては注視していきたいと考えています。

また、利便性係数基準については許す限りのなかで対応をしてまいりたい。

いずれにしても、人口の流动はできる限り抑える対策を打つていきたいと考えています。

町長が答弁されたことは、全くそのとおりだと思います。

ただ、決めるものを先送りして合併し、様々な問題が今とりざたされおり、そういった中で、町民の不安たるもののは言葉にしがたいものがあります。

利便性計数などの積算根拠の説明はわかりますが、合併後の人口流动に対し私は危惧

地域自立促進 基本方針について

問

平成十七年第一回せたな町定例会において、私が一般質問を行い、自主自立の道を歩みたとの答弁を頂きましたが、今回私どもに頂いた「せたな町過疎地域自立促進市町村計画」において、地域自立促進基本方針では、「さらなる市町村合併も視野に入れた、枠組みを超えた近隣町村との広域連携のもとに」とあります

近隣町との広域連携は、互いの行政コスト削減や行政効率やサービスにつながるものであり、これからも積極的に行つていきたいと考えています。

私が答弁されたとおり、せたな町過疎地域自立促進市町村計画において、地域自立促進基本方針では、「さらなる市町村合併も視野に入れた、枠組みを超えた近隣町村との広域連携のもとに」とあります。しかし、自立のための広域連携なのか、あるいは合併を前提とした広域連携なのか明確な説明を求めます。

財政再建を図り自主自立の道を歩んでいきたい

答・町長

昨年の第一回定例会で質問にお答えしたとおり、多くの町民の負託に応えるべく、公平・誠実、融和をもつて新せたな町は自主自立の道を歩みたいと答弁し、今もその気持

ちに変わりありません。

せたな町過疎自立促進市町村計画の内容については、現

このようなことが又起ることかということで、本当に危機感を抱いています。

町長が答弁されたとおり、自主自立のために頑張るのだ

という信念を曲げず、今後もどの状況を踏まえた文章表現となつたものであり、特に他

や再編、更なる市町村合併などといったものであります。

頑張って頂きたいと思いますし、その固い決意をもう一度伺います。

答・町長

私は町の現状を十分認識し、具体策として行政改革大綱、定員適正化計画などの計画を策定し、それらを確実に実行し、町の財政再建を図り、新せたな町の体制をしっかりと確立し自主自立の道を歩んでいきたいと考えています。

そのためにも議員皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

問・再質問

更なる合併という部分について、さまざまな問題を抱えています。

利便性計数などの積算根拠の説明はわかりますが、合併後の人口流动に対し私は危惧



瀬棚医科診療所問題の経過と対応

熊野主税議員

問 町長はこれまで、瀬棚医科

診療所の村上医師辞任に係わる問題の経緯と対応について議員協議会、今回の定例会での行政報告、また十日の瀬棚区域懇談会と口頭で説明されていますが、「せたなの医療を考える会」で集めた署名の数から見ても、関心を持つている多くの町民の方々がいると思いますので、文字で広く伝える為にも、記録に残るようここで経過と対応の説明を求めます。

一連の経過と

対応の報告

答・町長

皆様、特に瀬棚区の皆様には大変なご心配をおかけし、開設者として、また、医療・保健行政を預かる立場から、ま

ずもつておわびを申し上げる次第です。

医師辞任問題については、私の町長就任間もない昨年十一月十五日、村上先生から意見書をいただきました。

その内容は「せたな町の医療体制」から始まり、「住民の要求と地域工ゴ」「予防医学」「電子カルテの導入」「医師の確保・育成」「医療従事者の確保・育成」「他町との連携」「老人保健施設建設」「生活習慣病の公費助成制度」「今後の進退問題」など十二項目にわたる内容の提案でした。

文面の末尾には「十二月末までにはお答えいただきたい。答えが期限までいただけないとき、あきらかにごまかしの答えて具体性に欠ける場合には、住民に意思表示をして年明けから就職活動を開始して、今年度をもつて退職させていただく。」と結んでありました。

この内容は、職員不足や残務整

化への理解をもとめました。

二点目は、瀬棚診療所において地域医療を志す医師の養成研修施設としての位置づけ、いわゆる医師三名体制の確保についてであり、厳しい財源の中、財政負担してまで取り組むべき課題ではなく、本来

その内容は、建設的で前向きな提案もされていますが、随所にわたって、私の批判のみならず、旧北檜山町、大成町あるいは近隣町に対する批判、新せたな町に対する批判が展開され、さらに、名指しを受けた関係者の立場を著しく阻害する部分も含まれ、極めて残念な内容となっています。

これについては十二月十三日に町長名で回答した所です。明けて本年一月十八日に村上先生がおいでになり、次の一

点について協議をしました。

一点目は旧瀬棚町で行つて

いた予防医療の実績や持論を

展開され、新町での継続要請

がありました。

これに対し私は、新町にお

ける政策の平準化、財政健全

化への理解をもとめました。

二点目は、瀬棚診療所にお

いて地域医療を志す医師の養

成研修施設としての位置づけ、

いわゆる医師三名体制の確保

についてであり、厳しい財源

の中、財政負担してまで取り

組むべき課題ではなく、本来

の町民医療の業務に専念していただきたいと理解を求めるました。

しかし、残念ながら、一月三十日に村上先生がおいでに

なり、自分の意思はかたいと

して退職願を提出されました

ので、受理させていただきま

ジあるいは院内掲示で無断掲載により休床、休診の周知をしたため、同日午後、直ちにホームページの閉鎖と院内掲示の回収を命ぜる処置をとりました。

次いで二月二十一日に、町の方針を文章で伝えた翌日

二月二十二日に吉岡先生がお

いなり、これ以上瀬棚区

の皆さんに迷惑をおかけす

ることは出来ないとして、辞

職を撤回されました。

当面四月以降にてもご

協力いただることになり、

その後の勤務継続については、

今後の話し合いの中で解決す

ることとしました。

今後は北檜山国保病院から

適宜の応援により、吉岡先生

を中心いて外来診療を確保する

こととしております。医師体

制から、訪問診療などの際に

は休診処置を講じる場合もあ

ります。

夜間及び休日の救急患者の受け入れについては、三月十

二日をもつて休止し、北檜山

国保病院を中心に搬送受け入

ります。

内容を精査し改めて回答す

る旨、診療所事務長を通じて

指示したところですが、二月

十七日、診療所のホームページ

れする予定で進めています。

入院患者については、二月末日で暫時休床措置を指示したところですが、吉岡先生が残られますので三月十日ごろをめどに休床の措置を取り進めたいと考えています。

訪問診療及び往診業務あるいは在宅酸素療法患者などの対応についても、従前同様の取り扱いをしたいと考えています。



眼科外来診療については、二月二十二日、診療委託機関である吉田眼科と協議の結果、引き続きせたな町において診療の継続の方針が示され、開設場所を含む具体的な内容になりました。

いずれにしても、現在、北檜山国保病院、瀬棚医科診療所の医療現場での実務協議が行われており、今後の対応あるいは連携につきましては引き続き協議を重ね細部を詰めるようであり、その協議の結果を尊重しながらまちとしての当面の対応措置を講じてまいりたいと考えています。

て出席を見送る判断をしたものであります。

同じく「せた

な」の医療を考える会から二月二十三日午前、

関係地域の方々から集められた署名簿を持参し、「村上、吉岡両医師の慰留」「予防医療への取り組み」「研修医の受け入れ体制」など三点の要請を受けた所である対応について説明します。

続きまして、瀬棚区を中心とした一連の要請活動に対する対応について説明します。二月十九日夜、「せたなの医療を考える会」主催による集会が瀬棚区で開かれ、同会からは瀬棚総合支所を通じて私は、北檜山国保病院を中心とする公的医療体制の維持の立場から新町の町長選挙に立起し、その公約のもとで当選をはたしたところであり、これまでの言動や行動から辞职の意思はかたく、慰留は無理である旨、回答しました。

二点目の予防医療について私は、合併後の平準化の中で新町全体としての取り組みは後退させない旨、回答しました。三点目の研修医の受け入れ体制については、財政負担を伴うものは困難であると理解

を求めたところです。

なお、これに附帯する質問五項目については、別途回答することとしました。

今回の村上先生辞任問題の本質は、村上先生ご自身が提案したと言明されている新町

の医療構想、いわゆる北檜山国保病院を廃止して、町内の民間病院を基幹病院とする構想が、町民の合意、合併協議に新町での議論に先送りになつた事に起因していると考えています。

私は、北檜山国保病院を中心とする公的医療体制の維持の立場から新町の町長選挙に立起し、その公約のもとで当選をはたしたところであり、これまでの言動や行動から辞职の意思はかたく、慰留は無理である旨、回答しました。

二点目の予防医療について私は、合併後の平準化の中で新町全体としての取り組みは後退させない旨、回答しました。三点目の研修医の受け入れ体制については、財政負担を伴うものは困難であると理解

受診も出来ない以前の悲惨な医療状況が待つていて」と新町の議会をも牽制し、さらに無断掲載の形で強行するなど、極めて政治的な意味合いの強い言動をとられたことは周知のとおりであり、まことに残念であります。

新せたな町は旧三町がそれぞの立場を乗り越えて合併したものであり、これから的是非の立場を含む多くの課題に對して真摯に協議を重ね、新しい町の基礎を築く大切なスタートの時期であります。

この時に当たり、吉岡先生におかれましては、これまでの旧瀬棚町との「えにし」を大切にされ、引き続き新せたな町の地域医療に貢献いただけることはまことにありがたく、深く敬意を表したいと存じます。

最後に村上先生ご自身が目標とし、実践された地域医療のあり方については、国の進める医療制度改革などを的確にとらえており、その示唆に

